

平成31・32年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 ☎224-5632

Fax 223-1726

市が発注する次の業務の入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請書類は市独自の物と、共同受付に参加している全自治体で共通の物の2種類があります。詳しくは、県ホームページにある「申請の手引き」をご確認ください。

申請業務：建設工事、設計・調査・

測量、土木施設維持管理(道路・

河川・苑地・下水道)

申請期間：新規申請☎10月1日(火)～

18日(金)▼業種などの追加申請☎10

月1日(火)～25日(金)(各消印有効)

申請方法：申請書類を郵送で〒

330-9301さいたま市浦

和区高砂三丁目15-1・埼玉県

入札審査課(持参不可)

新しい重度心身障害者医療費受給者証を発送します

高齢・障害医療課 ☎224-6195

Fax 224-7318

有効期間が9月30日で満了する重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方に、新しい受給者証を発送します。

市税などの納期(納期限は9月30日)です

| 名称 | 問い合わせ |
|-----------------|---------------------------------------|
| 国民健康保険税(第3期) | 収税課 ☎224-5686 Fax 226-2538 |
| 後期高齢者医療保険料(第3期) | 高齢・障害医療課 ☎224-5842 Fax 224-7318 |
| 介護保険料(第3期) | 介護保険課 ☎224-5817 Fax 224-5384 |

対象：次の全てを満たす方①有効期間が今年9月30日で満了する受給者証を所持している、②今年1月

1日以降に重度心身障害者医療の

受給資格を登録、③身体・療育・

精神保健福祉手帳の有効期限等が

今年10月以降、④本人の平成30年

の所得が一定以下(収入の目安☎給

与収入のみの場合、年収518万

円)

受給者証の郵送について

前記の条件を満たす方に、新しい

受給者証を普通郵便で郵送します。

9月25日(水)までに届くように順次

発送しますので、届かない場合は、

同課にご連絡ください。古い受給者

証は、10月1日(火)以降に同課(本庁

埼玉県知事選挙の結果

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120
Fax 226-7713

| 候補者氏名 (届け出順) | 得票数()内は埼玉県全体 | 当=当選 |
|-----------------|--------------------|------|
| 当 おおの 大野もとひろ | 41,831票 (923,482票) | |
| ただのびひろ 武田信弘 | 1,333票 (40,631票) | |
| はまざし 浜田聡 | 2,866票 (64,182票) | |
| さくらしづえ 櫻井志津江 | 1,801票 (34,768票) | |
| あおしま 青島けんた | 38,312票 (866,021票) | |

有効投票=86,143票▶無効投票=1,252票▶
投票率=30.23%

保育園入園相談

保育課 ☎224-5827

Fax 223-8786

舎2階)・市民センター・南連絡所に返却してください(郵送の場合は〒350-8601川越市役所高齢・障害医療課)。
10月1日以降、助成の対象とならない方には、9月末までに、その旨を通知します。

保育園等入園の申請書類の配布

保育課 ☎224-5827

Fax 223-8786

来年度4月からの保育園等の入園を申し込む際の申請書類を、10月1日(火)から配布します。

同課では、申請についての質問も受け付けます。

配布場所：同課(本庁舎3階)、公立

私立保育園、認定こども園、地域

型保育事業施設

*保育園等の入園申請受け付けについては、9月25日発行の広報川越または、市ホームページでお知らせ

します。

「川越市プレミアム付商品券」のお知らせ

プレミアム付商品券購入引換券を発送します

福祉推進課 ☎224・5769 ☎225・3033

子育て世帯の世帯主分と審査済みの市・県民税非課税者分のプレミアム付商品券購入引換券を9月12日(木)以降、順次発送します。

●市・県民税非課税の方は購入引換券交付申請書の提出が必要です
市・県民税非課税の方については、審査を行います。7月下旬に発送したプレミアム付商品券購入引換券交付申請書に必要事項を記入し、11月30日(出)(消印有効)までに同課に返送してください。

●特殊な事情により川越市に住民票を移すことができない場合

プレミアム付商品券購入引換券発行に該当する方のうち、災害・DV等、特殊な事情で川越市に避難している方は、同課にお尋ねください。

プレミアム付商品券の引き換え販売を行います

産業振興課 ☎224・5934

☎224・8712

プレミアム付商品券の引き換え販売を下表のとおり行います。購入の際には、市が発行した購入引換券と本人確認書類(運転免許証・保険証等)が必要となります。なお、販売は現金のみとなります。

10月からは、市内郵便局で来年2月28日(金)まで引き換え販売を行います。引き換え販売を行う郵便局の詳細については、今後広報川越または市ホームページなどお知らせします。

| 日時 | 会場 |
|------------------------|------------------------------|
| 9月21日(出) 午前10時～午後4時 | 南公民館 伊勢原公民館 |
| 9月22日(日) 午前10時～午後4時 | 南公民館 名細市民センター |
| 9月23日(祝) 午前10時～午後4時 | 東部地域ふれあいセンター 北部地域ふれあいセンター |
| 9月28日(出) 午前10時～午後4時 | 高階南公民館 福原市民センター |
| 9月29日(日) 午前10時～午後4時 | 霞ヶ関市民センター 大東市民センター |

9月21日～30日は秋の全国交通安全運動

防犯・交通安全課 ☎224・5721 ☎224・6705

川越警察署、関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います(雨天中止)。

出発式および街頭広報の日

金管五重奏グループ「小江戸ブラスファイブ」による演奏を予定しています。

日時：9月20日(金)午前10時～ 会場：ウエスタ川越 交流広場

歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日街頭キャンペーン

日時：9月26日(木)午前10時～ 会場：生鮮市場TOP川越店(小室)

交通事故ゼロを目指す日・自転車安全利用の日街頭キャンペーン

日時：9月30日(月)午前10時～ 会場：クレアパーク周辺

正しく着用しましょう シートベルト・チャイルドシート

防犯・交通安全課 ☎224・5721 ☎224・6705

交通事故から身を守るため、シートベルトやチャイルドシートを正しく着用しましょう。

シートベルトは、自動車の後部座席も着用が義務付けられています。事故の衝撃で天井やドアなどにたたき付けられるだけでなく、車外に放り出される危険性も高まるので、同乗者への声掛けも行うようにしましょう。

また、チャイルドシートを使用しないと、致死率は約16倍も高くなります。以下の3つのポイントを守って、正しく着用しましょう。お子さんの成長に合ったチャイルドシート(乳児用、幼児用、学童用)を使用しましょう。チャイルドシートを座席に確実に固定しましょう。Eマークが付いている、現行の安全基準に適合したチャイルドシートを選びましょう。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●訂正 雇用支援課 ☎238-6702 ☎238-6703

8月25日発行の広報川越 No.1445・13ページ・催しの名称

誤＝「新規学卒・若者就職相談会」 正＝「新規学卒・若者就職面接会」 ご迷惑をお掛けしました。

10月から年金生活者支援給付金制度が始まります

市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

同制度は、公的年金等の収入額や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

給付金を受け取るには

年金生活者支援給付金請求書を年金事務所等に提出する必要があります。所得情報等を確認して支給要件に該当するかは、日本年金機構が判定します。支給要件を満たしている方には、決定通知書が届きます。10月分年金(12月振り込み)から給付金が上乗せされる予定です。

なお、平成31年4月1日時点で年金を受給しているかどうかにより、以下のとおり手続きが異なります。

●平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方

給付金の支給要件を満たしている方には、9月上旬から順次、日本年金機構から給付金請求手続きの案内が送付される予定です。同封されている年金生活者支援給付金請求書に氏名等を記入して、切手と目隠しシールを貼り、なるべく1週間以内に同機構へ返信してください。

なお、所得情報を確認できないなど、同機構が支給要件を満たしているかどうか判定できない方には、給付金請求手続きの案内が届きますので、必要書類を添え、同封されている同請求書を〒350-1196脇田本町15-13東上パールビル3階・川越年金事務所へ返送してください。

●平成31年4月2日以降、老齢・障害・遺族基礎年金を請求する方

老齢基礎年金の裁定請求手続きの案内に年金生活者支援給付金請求書が同封されていますので老齢基礎年金の手続きの際に、同請求書を併せて提出してください。障害・遺族基礎年金の裁定請求手続きをする際にも、給付金請求書を併せて提出してください。提出先は、川越年金事務所または同課(本庁舎1階)です。

支給要件・給付額

受給している年金の種類ごとに、以下の支給要件を全て満たす必要があります。

なお、次のいずれかの事由に該当する場合、支給要件を満たしていても、給付金は支給されません。①日本国内に住所がないとき、②年金が全額支給停止中のとき、③刑事施設等に拘禁されているとき。

| 受給している年金 | 支給要件 | 給付額 |
|----------|---|---|
| 老齢基礎年金 | ①65歳以上で老齢基礎年金を受けている ②請求する方の世帯全員の市民税が非課税 ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下 | 次の①と②の合計額 ①5,000円×保険料納付済期間/480月 ②10,834円(1/4免除期間は5,417円)× 保険料免除期間/480月 |
| 障害基礎年金 | ①障害基礎年金を受けている ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族数×38万円」以下 | 障害等級1級=6,250円/月 障害等級2級=5,000円/月 |
| 遺族基礎年金 | ①遺族基礎年金を受けている ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族数×38万円」以下 | 5,000円/月 |

問い合わせ…給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

*日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料等の金銭を求めたりすることはありません。不審な電話等にご注意ください。

「ごみ処理とびっくす」
液体は 紙・布で吸って
「可燃ごみ」

資源循環推進課 ☎239-6267
Fax 239-5054

肌にならず使い切れなかった化粧品やシャンプー、消費期限を過ぎてしまった油や調味料、余ってしまったペンキ。日常生活の中でも、これらの「液体状のごみ」は意外と出てくるのではないのでしょうか。捨て方が分からずに困ってはいませんか？

液体状のごみは環境への負担が大きいので、下水や道路側溝・水路などにそのまま流してはいけません。だからと言って、容器の中に入れてそのまま捨ててしまうと、何かの拍子に周囲へ飛び散る恐れがあります。

液体状のごみは、新聞紙やぼろ切れなどに染み込ませて袋に入れ、「可燃ごみ」として排出してください。中身を出す作業をするときや、染み込ませた物を入れた袋を保管するときには、屋外など風通しの良い場所を選びましょう。

なお、中身を空にした容器は、材質ごとに分別して排出してください。